

危険な空き家にお困りですか

町では、住民生活の安全を確保するために、老朽化などにより危険な状態にある空き家の解体撤去工事に対する補助制度を制定しました。

○条件

- ・公共事業などの補償対象となっていないこと
- ・火災を原因とするものではないこと
- ・町税などの滞納がないこと
- ・その他、長島町危険空家等解体撤去事業補助要綱に定める基準を満たすこと

○補助額

解体撤去工事に係る費用の80%以内の額

○募集期間

7月13日（金）～9月28日（金）

◎問い合わせ先

役场景観推進課建設係

☎（86）1136〔直通〕



もしもに備えて耐震診断を受けましょう

町では、地震に対する安心・安全なまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事に対する補助制度があります。

○対象建築物

昭和56年5月31日以前に着工された現在居住している木造住宅

○補助限度額

- ・耐震診断＝6万円
- ・耐震改修工事＝30万円

（ただし耐震診断で補強の必要ありと診断されたものに限る）

◎問い合わせ先

役场景観推進課建設係

☎（86）1136〔直通〕



野菜作りに挑戦してみませんか？

1アールハウス設置支援事業

町では、特産品直売施設に農産物を出荷することや農家の生産意欲の向上などを目的に1アールハウス設置支援事業を実施します。

ハウス内で野菜作りに挑戦してみたいかた、農産物の出荷期間拡大を目指したいかたなどを対象に次のとおり募集します。

○事業対象品目

町内の直売施設出荷用の「野菜」※町内の直売施設とは、「道の駅黒之瀬戸だんだん市場」「道の駅ポテトハウス望陽」「獅子島屋」を指します。

○採択基準

- ①1戸の世帯で設置するものであること
- ②受益面積が1アール（100㎡）以上であること。
- ③ハウス設置予定地が農地であること。

※このほかにも条件などがあります。

○補助額

事業実施に要する経費の2分の1以内（上限15万円）

○募集人員

5人

○申込期限

8月17日（金）

○その他

事業導入後3年間に限り事業実績報告を義務付けます。

◎申込先および問い合わせ先

役場農林課農政係

☎（88）5670〔直通〕



↑ハウス内で野菜作りに挑戦



↑事業を利用して設置した1アールハウス